

# 福井労働局行政運営方針進捗状況 (上半期)

※実績は令和5年9月末時点

令和5年 11 月22日(水)

福井労働局

# 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

## 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

### (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等 【資料1参照】

- ① 本年度の福井県最低賃金の引上げ率が4.84%（43円）と大幅な引上げとなったことから、3%以上の賃上げで対象となる「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」について、ハローワークでの求人事業所へのメール配信による案内や、会員向けメルマガ用の記載例文を添えて労使団体・社労士会に対する周知依頼を行った。

「業務改善助成金」については、本年8月31日に拡充されたことを受けて、働き方改革推進支援センターにおける各セミナーでの周知や、会員向けメルマガ用の記載例文を添えて労使団体や社労士会、業界団体に対し、周知依頼を行った。

県内事業者に賃上げ要請等を円滑に推進するためには、労働局のみでは力不足の面もあるため、「パートナーシップ構築宣言」や低利融資などの企業支援を行う福井県庁など関係機関との連携が不可欠であることから、9月4日、近畿経済産業局、福井県庁、県内の労使団体及び金融機関の計11機関によって、適切な価格転嫁及び継続的な賃上げに向けた気運醸成・経営環境の整備等を柱とした、「幸せ実感（ウェルビーイング）社会の実現に向けた共同宣言」を採択し、社会的気運の醸成を図った。【資料2参照】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度上半期
キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース（※1）	14	15	117
業務改善助成金（※2）	90（1）	109（27）	144（9）

※1 キャリアアップ助成金計画書の受理件数

※2 業務改善助成金の（ ）は、R3、R4年度は特例コース、R5は事後申請件数

### ② 監督署による賃金引上げ支援等 【資料3参照】

定期監督等を実施した際に、事業主等に賃金引上げに向けた取組について要請書を交付している。要請書交付に併せて、業務改善助成金をはじめとした賃金引上げに向けた支援施策、働き方改革推進支援センターの紹介等を行うほか、賃金引上げ特設ページの紹介も行っている。

◇ 要請書交付枚数 576件

### (2) 最低賃金制度の適切な運営 【資料4参照】

最低賃金制度の適切な運営を図るため、経済動向及び県内の実情を踏まえつつ、福井地方最低賃金審議会での真摯で慎重な審議がなされた。福井県最低賃金は、中央最低賃金審議会からの目安引上額を参考に43円アップの時間額931円となり、これまでの最大の引上げとなった。

特定最低賃金の4業種については、「繊維機械、金属加工機械製造業」のみ改正決定がなされ、時間額933円（前回915円）となり、12月24日発効見込みである。

他の3業種の特定最低賃金については、本年の金額改定審議は見送られ、本年10月1日より福井県最低賃金が適用されている。

最低賃金の周知広報については、県内の使用者・労働者団体をはじめ地方自治体や関係機関との連携を図りながら、関係事業者や労働者への周知を図り、適切な履行確保を図ることとしている。

（参考）福井県最低賃金の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間額（円）	829	830	858	888	931
引上げ額（円）	26	1	28	30	43
引上げ率（%）	3.24	0.12	3.37	3.41	4.84
中賃目安額（円）※	26	—	28	30	40

※「中賃目安額」とは、中央最低賃審議会からの答申による目安引上額である。令和2年は目安が示されなかったもの。

(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇均室又は安定部等による効果的な報告徴収又は指導監督につなげ、是正指導の実行性を高めるとともに、支援策の周知の実施により企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図っている。

◇ チェックリスト回収枚数 302枚（パート・有期：270枚、派遣：32枚）

(4) 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導

令和5年4月1日より労働者が同意した場合の賃金支払い方法として、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払いが可能になったことから、労使双方への周知と従前から認められていた預貯金口座への賃金の振込み等を含め、賃金の適切な支払が確保されるよう、監督署において必要な指導を行っている。

## 第2 個人の主体的なキャリア形成の促進

### 1 個人の主体的なキャリア形成の促進

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

● 地域ニーズを踏まえた総合的な訓練計画の策定

福井県、機構福井支部、福井労働局（ハローワーク含む）による公的職業訓練効果検証ワーキンググループ会議において、今年度の重点分野となっているデジタル関連コースを中心に検証・改善の対象を決定し、以降受講者・訓練生就職企業・訓練実施施設にアンケート調査を行い、カリキュラム等の改善、その他ニーズの把握を行い、今後の訓練の設定コースに反映。

(2) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

● IT・デジタル分野のハロートレーニングの実施と受講者の円滑な再就職支援

IT・デジタル分野の訓練コースを増設し、SNSや窓口での受講勧奨に取り組み、訓練カリキュラムに職場実習を取り込むなど、訓練期間から受講者へのきめ細かな就職支援を実施。

◇ IT・デジタル分野の訓練コース 10コース（前年度10コース）

◇ IT・デジタル分野の受講者充足率 81.9%

(3) 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

● 雇用調整助成金（コロナ特例）及び緊急雇用安定助成金は令和5年3月31日をもって終了となり、不正受給調査に伴い支給を保留している案件を除き支給決定処理は完了した。

◇ 雇用調整助成金 支給決定 52,673件

◇ 緊急雇用安定助成金 支給決定 11,505件

◇ 合計 支給決定 64,178件 金額 38,683,200千円

（令和2年4月からの累計）

● 雇用調整助成金（通常制度）については、コロナ特例を支給した全事業所に対して、通常制度に係るリーフレットを送付し周知を実施。**【資料5参照】**

◇ 雇用調整助成金（件数） 申請 12件 支給決定 9件

● 産業雇用安定助成金及び関係機関との連携による在籍型出向の取組への支援 **【資料6参照】**  
在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主や当該労働者を受け入れる事業主に対

して、産業雇用安定センター等との連携による企業間のマッチング支援を図るとともに、産業雇用安定助成金の支給により一体的な支援を実施。

◇ 産業雇用安定助成金（件数） 計画 7件 申請 26件 支給決定 26件

（令和3年2月からの累計）

● 人材開発支援助成金等の活用促進のための事業所訪問等を実施【資料7参照】

人材開発支援助成金（人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース等）の活用促進について、労働局・ハローワークによる事業所訪問、各種セミナーや社会保険労務士に対する研修、新規学卒求人手続き説明会等あらゆる機会を捉えて積極的な周知・広報を実施。

◇ 事業所訪問等件数

労働局 95件 ハローワーク 514件（令和5年度実績）

## 第3 安心して挑戦できる労働市場の整備

### 1 人手不足分野や地域間、賃金上昇を伴う労働移動の支援

（1） 人手不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）に対する支援

● ハローワーク福井の「人材サービスコーナー」を中心とした、きめ細かな就職支援等を実施。また、医療・介護分野では、福井県ナースセンターや福井県福祉人材センターと連携し、就職相談会やセミナーを実施。

● 職業訓練機関とも連携し、訓練受講勧奨するなど、介護分野への就職促進を図った。

なお、11月には、「介護就職デイ」と題し、全てのハローワークにおいて介護職を中心としたミニ面接会やセミナーを開催する予定。

◇ 人材不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）への就職件数 1,343件（前年同期 1,284件）

（2） 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進

● 県及び12市町との間で、雇用対策協定に基づく令和5年度事業計画を策定。【資料8参照】

上半期においては、自治体と連携し、学生や企業等から要望の多い対面方式により、6月11日に新規大学等卒業予定者対象の「ふくい求人企業説明会・面接会」、7月に新規高等学校卒業予定者対象の「高校生サマー求人企業説明会」を実施。

下半期においては、学卒未内定者や若年者、就職氷河期世代の方等を対象とした「On Line ふくい企業説明会・面接会（仮称）」を開催する予定。

● 令和5年6月から9月にかけて、「～力になります～仕事のことならハローワーク！」と題し、ハローワークの支援メニューの周知活動を重点的に取り組む、人材確保対策の強化キャンペーン第2弾を実施。【資料9参照】

取組としては、県内および近隣県の大学等に直接訪問し、ハローワークの利用勧奨、UIJターンの支援について周知等を実施。

（3） 賃金上昇を伴う労働移動の支援

賃金上昇を伴う労働移動が円滑に行われるよう、労働移動支援助成金や中途採用等支援助成金制度の周知及び支援を実施。【資料10参照】

◇ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）支給決定件数 8件（前年同期 16件）

◇ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）支給決定件数 1件（前年同期 1件）

## 2 継続的なキャリアサポート・就職支援

### (1) ハローワーク職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

#### ① ハローワークオンラインサービス普及のための求人者・求職者マイページの開設促進

ハローワークオンラインサービスの普及を図るため、活用のメリットを積極的に周知し、サービス利用の前提となる求人者・求職者マイページの開設促進を図った。【資料 11 参照】

◇ 求人者マイページ利用割合 92.3% (令和5年9月、全国 81.7%)

◇ 求職者マイページ利用割合 47.1% (令和5年9月、全国 34.1%)

#### ② ハローワークインターネットサービス上のマイページを活用した職業紹介業務の充実強化

マイページを通じた求人情報の積極的な提供やオンラインハローワーク紹介の促進等、拡充されたハローワークインターネットサービスの機能を有効活用し、求職者・求人者のマッチング支援を図った。

◇ オンラインハローワーク紹介件数 216 件

#### ③ オンラインによる職業相談・セミナー、職業情報提供サイトやSNS等を活用した就職支援の取組

求職者の多様なニーズに対応するため、オンライン職業相談や窓口相談時に職業情報提供サイト「jobtag (日本版ONE T)」の活用を図るとともに、幅広くハローワークの支援が届くよう、SNS (LINE) によるハローワークの各種支援メニュー・イベント等の情報発信を行うメニュー画面を一新し、オンライン求職申込みへのリンクや福井県内の求人情報を検索できる「かんたん検索」を追加するなど利便性の向上を図った。【資料 12 参照】

◇ オンライン職業相談件数 26 件

◇ LINE 友だち登録者数 (10月4日現在)

福井所グループ (ハローワーク福井・大野・三国) 1,331 人

武生所グループ (ハローワーク武生・敦賀・小浜) 736 人

#### ④ オンライン・デジタル化の推進に伴うFAX利用の廃止に向けた取組強化

これまでFAXを利用していた業務について、マイページ利用を推進し、採否確認通知についても、求人者マイページによる採否結果登録について周知。

◇ オンライン選考結果登録割合 40.5%

#### ⑤ オンライン・デジタル化によるハローワークの継続的な業務改善

厚生労働省では、全国のハローワークにおいて、マッチング機能の総合評価を行い、中長期的な業務の質の向上や継続的な改善を図るとともに、成果や評価結果を公表することにより、ハローワークの信頼感の向上に努める取組を平成 27 年度から実施。【資料 13 参照】

オンライン・デジタル化を推進することにより、効果的なマッチングを促進するなど、継続的な業務改善を図るとともに、当該実績を公表。

### (2) 非正規雇用労働者等に対する就職支援

#### ① 求職者支援制度を活用した就職支援

就職に必要な技能及び知識を習得するため、制度改正により要件基準が緩和された訓練受講給付金を活用した訓練受講を推進し、求職者の状況に応じた再就職支援を実施。

◇ 訓練受講給付金支給件数 38 件

#### ② フリーターへの就職支援

ハローワーク福井及び武生に設置している「わかもの支援窓口」を中心に、一人ひとりのニ



ーズに応じたきめ細かな支援により正社員就職を促進。

◇ わかもの支援窓口等を利用して就職したフリーター等のうち正社員として就職した割合 83.6%

③ 地方公共団体と連携した生活困窮者等に対する就労支援

県内全てのハローワークに設置した「すまい・生活・しごと総合サポート窓口（ハローワーク・ワンストップ窓口）」において、物価高騰等で生活に困窮し住居を失うおそれや日常生活の維持が困難になっている方に対して、訓練を積極的に活用した就職支援や、地方公共団体などにおける住居・生活支援制度の利用支援を行うほか、必要に応じて生活保護事業に誘導を行うなど、地方公共団体と連携を図り、支援対象者の自立、安定就職に向けた総合的なサポートを実施。

④ 人材ビジネス事業者への指導監督の実施

● 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

令和2年4月1日より施行された「改正労働者派遣法」については、本年9月までに121の派遣元事業所より提出のあった「派遣労働者の待遇を決定する労使協定書」の記載内容について確認するとともに、本年9月末までに112の派遣元及び派遣先事業所を指導・訪問し、法に基づく適正な業務運営が行われているか指導監督を実施。

## 第4 多様な人材の促進

### 1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

- ◇ 女性活躍推進法の行動計画策定届出義務企業（101人以上）の届出率 99.7%（365/366社）
- ◇ えるぼし認定（累計17社）、プラチナえるぼし認定（累計1社） **【資料14参照】**
- ◇ 男女雇用機会均等法に基づく報告徴収 35社（前年同期16社）
- ◇ 就活セクハラ等を報告徴収時に説明・周知
- ◇ 新規学卒者求人企業への採用選考ルール、就活セクハラについて周知
- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の延長、助成金制度について、県内団体及び自治体へ広報依頼
- ◇ 両立支援等助成金等申請件数
  - ・新型コロナ母健措置休暇取得支援コース 申請件数2件（前年同期2件）
  - ・新型コロナ母健措置休暇制度導入助成金 申請件数1件（前年同期2件）

(2) 育児・介護休業法の周知及び履行確保

- ◇ 育児・介護休業法に基づく報告徴収 75件（前年同期28件）
- ◇ 育介法報告徴収実施時に説明

(3) 男女とも仕事と育児・介護の両立ができる職場環境整備の取組支援

- ◇ 育児・介護休業制度等に関する相談窓口設置
- ◇ 両立支援等助成金等申請件数
  - ・ 出生時両立支援コース 申請件数 38 件（前年同期 65 件）
  - ・ 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症特例除く） 申請件数 88 件（前年同期 84 件）
  - ・ 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症特例） 申請件数 7 件（前年同期 0 件）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース 申請件数 390 件（前年同期 2,713 件）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金（被保険者以外） 申請件数 66 件（前年同期 318 件）
  - ・ 介護離職防止支援コース 申請件数 27 件（前年同期 11 件）
- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度に関する周知
- ◇ 次世代育成支援対策推進法の行動計画策定届出義務企業（101 人以上）の届出率 99.7%（365/366 社）、くるみん認定（累計 39 社）、プラチナくるみん認定（6 社）、プラチナくるみんプラス認定（1 社） **【資料 14 裏面参照】**

(4) 不妊治療と仕事の両立支援等への取組支援

- ◇ 不妊治療と仕事の両立支援について、広報紙へ掲載依頼
- ◇ 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）申請件数 1 件（前年同期 2 件）

(5) 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象とした就職支援

- ハローワーク福井及び武生の「マザーズコーナー」における支援状況
  - ◇ 支援対象者数 358 人（前年同期 393 人）
  - ◇ 就職者数 350 人（前年同期 376 人）
  - ◇ 就職率 97.8%（前年同期 95.7%）
- 求職者支援訓練において、子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付きコース、在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コースなどの「リカレント訓練コース」を開講。
  - ◇ 子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付訓練コース  
1 コース 定員 15 人 受講者数 14 人 定員充足率 93%  
（10 月以降 2 コース開催予定 定員 30 人）
  - ◇ 在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コース  
7 コース 定員 99 人 受講者 67 人 定員充足率 67.7%  
（10 月以降 4 コース開催予定 定員 59 人）

## 2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- ◇ 「パート有期雇用労働者特別相談窓口」を継続設置 相談件数 12 件（前年同期 16 件）
- ◇ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収 104 件（前年同期 15 件）
- ◇ 紛争解決援助 0 件（前年同期 0 件）、調停 0 件（前年同期 1 件）
- ◇ ふくい働き方改革推進支援センターによる周知・啓発  
相談件数 64 件、訪問支援 221 回、セミナー回数 29 回

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金等による支援を実施。【資料 15 参照】

- ◇ キャリアアップ助成金（正社員化コース） 支給決定件数 146 件（前年同期 152 件）
- ◇ 同 （賃金規定等改定コース他） 支給決定件数 23 件（前年同期 14 件）
- ◇ 有期特措法第 2 種認定申請件数 12 件（前年同期 11 件）

### 3 就職氷河期世代の活躍支援

(1) 「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」による関係機関が連携した支援

7 月 21 日に「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」第 7 回会議を、労働局及び県が共催し、構成員である経済・労働団体、支援機関が参集の上、それぞれの機関から令和 4 年度 of 取組や K P I の進捗状況を確認し、令和 5 年度からの第 2 ステージの計画を策定し、令和 5 年度 of 取組等について協議を実施。【資料 16 参照】

(2) ハローワークの専門窓口における正社員就職の支援

● 就職氷河期世代の就職等の支援

- ◇ 正社員就職応援コーナーを中心とした、ハローワークの紹介による就職氷河期世代正社員就職件数 909 件（前年同期 632 件）
- ◇ 就職氷河期世代歓迎等求人受理人数 1,257 人（前年同期 1,488 人）
- ◇ 専門窓口におけるチーム支援対象者数 69 人（前年同期 77 人）

(3) 正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用による支援

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）やトライアル雇用助成金について県内企業に周知し、企業における積極的な採用を支援。【資料 17 参照】

- ◇ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）  
支給決定件数 49 件（対前年同期 35 件）
- ◇ トライアル雇用助成金（一般トライアルコースのうち 35～54 歳）  
支給決定件数 6 件（対前年同期 10 件）

(4) 長期にわたり無業の状態にある方に対する支援

労働局・ハローワークとふくい若者サポートステーション（厚生労働省委託事業）が連携を一層強化し、長期無業により、働くことへの準備ができていない方や悩みがある方に対し、キャリアコンサルタントによる相談、個人の状況にあった自己理解やコミュニケーション・ビジネスマナー講座、作業体験及び企業見学等の各種プログラムなど、就職氷河期世代の一般就労に向けた支援を実施。

### 4 新規学卒者等への就職支援

(1) 新規学校卒業予定者等に対する県内企業への就職促進のための支援

● 福井新卒応援ハローワークを中心とした就職支援ナビゲーターによる就職支援

- ◇ 正社員就職件数 608 件（前年同期 554 件）

● 就職面接会等の実施状況

- ◇ 大学生等対象面接会「ふくい求人企業説明会・面接会」（6 月 11 日開催、福井県産業会館）  
参加企業数 85 社



参加者数 30人（大学25人、短大1人、高専0人、専門学生4人）

◇ 高校生向け説明会「高校生サマー求人企業説明会」（7月1・8・9日開催、県内6会場）

参加企業数 542社

参加者数 2,856人（保護者等含む）

（2） ユースエール認定企業制度の積極的な周知・広報

● ユースエール認定企業の状況

◇ 令和5年度認定企業数 2件（前年同期2件） 認定企業数 16件

## 5 高齢者の就労・社会参加の促進

（1） 70歳までの就業機会確保等に向けた取組

70歳までの就業機会の確保に向けた環境整備等を推進するため、労働局が企業に対して令和5年6月1日現在の高齢者雇用状況等報告の提出を依頼する際、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部が実施している、企業に対する高齢者の支援に関する周知用リーフレットを同封するなど、連携を図った。

なお、高齢者雇用状況等報告の集計結果については、本年12月頃に公表予定。

（2） ハローワークにおけるマッチング支援

県下全てのハローワークにおいて、高齢者（特に65歳以上）の就職促進を図るとともに、ハローワーク福井及び武生に設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者の再就職支援を重点的に実施。

◇ 65歳以上の就職件数 143件（前年同期132件）

◇ 65歳以上の就職率 87.7%（前年同期79.5%）

（3） 地域における多様な就業機会の確保

労働局と県内15市町のシルバー人材センターが行う事業との連携により、高齢者の多様な就業機会の確保を推進。

## 6 障害者の就労促進

（1） 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

● 障害者雇用未達成企業に対する訪問等による指導の実施【資料18参照】

◇ 令和4年6月1日調査における雇用率達成企業割合 58.2%（令和3年57.6%）

令和5年6月1日現在の雇用率達成企業割合については、本年12月頃に公表予定。

● 企業向けチーム支援（※1）の実施

◇ 雇入れ支援 31社（前年同期17社）

（※1） 障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ人企業等に対して、関係機関と連携して「障害者雇用推進チーム」を結成し、企業のニーズに合わせた支援メニューを作成の上、準備段階から採用後の定着支援まで企業の障害者雇用を支援する取組。

（2） 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

◇ 事業主向けのセミナー開催による周知（7月20日、9月20日、9月21日に開催）

◇ 障害者雇用義務事業所へのリーフレットの配布。（771社に配布）

- (3) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- ◇ 障害者の就職件数 611 件（前年同期 482 件）
  - ◇ 関係機関と連携したチーム支援（※2）による就職率 47.6%（前年同期 49.4%）
  - ◇ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（※3）」  
6月5日、6月21日、6月28日、7月20日、9月13日、9月20日に開催。  
（前年同期3回）
- （※2） 求職者に対して障害者一人ひとりの課題に対応するため関係機関がチームを組んで情報共有しながら就職準備から職場定着までの支援を実施する取組。
- （※3） 一般の従業員を主な対象に、精神障害者や発達障害者に関して正しい理解を促し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）になっていただくことを目的とした講座。
- (4) 公務部門における障害者の雇用促進、定着支援
- ◇ 公的機関を対象とした「障害者雇用のためのセミナー」を6月5日に開催  
参加機関 18 機関・20 名（前年同期 17 機関・20 名）
  - ◇ 職場適応支援者による定着支援等 330 件（前年同期 254 件）

## 7 外国人に対する支援

- (1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・指導等の実施  
新たに外国人労働者を雇い入れた事業所や技能実習生を雇用する事業所を中心に、事業所訪問による助言・指導を実施。
- ◇ ハローワークによる事業所訪問指導件数 79 件（前年同期 85 件）
- (2) 外国人求職者に対する就職支援  
定住外国人等が多く所在するハローワーク福井及び武生に通訳員を配置し、きめ細かな相談支援を実施。
- ◇ 相談件数 1,394 件（前年同期 1,145 件）

## 第5 誰もが働きやすい職場づくり

### 1 働き方改革の実現に向けた取組

- (1) 長時間労働の抑制
- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する長時間労働等主眼監督を実施した。
    - ◇ 監督指導件数 122 件
  - ② 自動車運転者の業務について、令和6年4月から上限規制が適用され、改正改善基準告示が適用となるため、タクシー、バス、トラック事業者向けに労働時間等説明会を実施し、周知啓発に努めた。  
また、トラック運送業については、監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等について配慮を「要請」している。

- ◇ 労働時間等説明会
  - ・トラック事業者向け 4回 延べ参加事業場数 186社
  - ・バス事業者向け 2回 延べ参加事業場数 39社
  - ・タクシー事業者向け 2回 延べ参加事業場数 39社

◇ 荷主要請 56件

- ③ 医師について、令和6年4月から上限規制が適用となることから、福井県医療の職場づくり支援センター等と連携し、医療機関向けに労働時間等説明会を実施し制度内容の周知に努めたほか、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、局署連携して丁寧な対応に努めた。

建設業においても令和6年4月から上限規制が適用となることから、関係機関と建設業労働時間削減推進協議会を開催し、建設業者の労働時間削減に向けた自主的な取組の促進、支援について意見交換を行った。また、建設業者向けの労働時間等説明会を局署でそれぞれ実施した。

- ◇ 労働時間等説明会
  - ・医療機関向け 5回 延べ参加事業場数 182医療機関
  - ・建設事業者向け 17回 延べ参加事業場数 986社

## (2) 労働条件の確保・改善対策

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇事案等について、監督指導等により法に基づいた適正な手続きの周知を図っている。
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を各種説明会等で周知し、監督指導の際には労働時間の管理状況を確認・指導するとともに、賃金不払い残業が認められたものについては遡及払いを指導している。
- ③ 36協定未届出事業場の内、新規起業事業場については本省委託事業により、自主点検及び相談支援を実施するとともに、自主点検の結果から指導等が必要な事業場については、集合形式により効果的な監督指導を実施している。また、監督指導による是正後の後戻り対策も実施している。
- ④ 関係機関との会議や通報制度等により情報共有を図り、事案に応じて指導を実施している。

## (3) 労働時間の縮減等に取り組む事業者等への支援

- ① 年次有給休暇の取得促進  
労働時間等設定改善に係る企業への指導
- ◇ 企業への個別訪問によるコンサルティング（運送業、建設業を中心に実施）  
ワークショップを今後開催予定（前年同期0回）
  - ◇ 年次有給休暇の取得促進に向けた周知広報  
夏季及び10月の年次有給休暇取得促進期間 市町、団体等（115か所）に対し、啓発文書、ポスター等を郵送
- ② 勤務間インターバル制度の導入促進  
働き方改革推進支援センターでの周知及び働き方・休み方改善コンサルタント等が管内企業を訪問し、勤務間インターバルの導入を促すとともに助成金の利用を促進する。
- ◇ 働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース 2件（前年同期2件）
- ③ 働き方改革推進支援助成金申請件数
- ◇ 適用猶予業種等対応コース 3件（本年度からの新規コース）
  - ◇ 労働時間短縮・年休促進支援コース 37件（前年同期56件）
  - ◇ 勤務間インターバルコース 2件（前年同期2件）

- ◇ 労働時間適正管理推進コース 2件（前年同期3件）
- ◇ 団体推進コース 3件（前年同期2件）

④ 労働基準監督署の労働時間相談・支援班の取組

各労働基準監督署に配置した「労働時間相談・支援班」による個別訪問支援の実施、支援センターと連携した説明会の開催など、きめ細かな支援を実施している。

- ◇ 個別訪問支援 113件

⑤ ふくい働き方改革推進協議会の開催

11月1日開催。労使団体、行政機関、金融機関等15機関が出席。

⑥ ふくい働き方改革推進支援センターの活動状況

- ◇ 相談件数 64件（前年同期289件）
- ◇ 訪問コンサルティング 221件（前年同期288件）
- ◇ セミナー29回（前年同期22回）  
（パート労働者等の待遇改善に向けた支援が必要な企業情報を労働局からセンターへ提供）

## 2 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

- ◇ テレワークガイドライン及び人材確保等支援助成金（テレワークコース）の周知
- ◇ 人材確保等支援助成金（テレワークコース） 申請件数 0件（前年同期1件）

(2) ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

- ◇ 働き方・休み方改善コンサルタント等による個別訪問 89件（前年同期0件）
- ◇ 年次有給休暇取得促進期間（10月）の周知

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

- ◇ セミナー等における「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知・啓発

(4) フリーランスに対する相談支援 **【資料19参照】**

- ◇ 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、契約等のトラブルの相談について、「フリーランス・トラブル110番」を紹介。  
令和6年秋頃までに施行予定の「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の周知

## 3 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 職場における感染防止対策の推進

「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進している。

(2) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 **【資料20参照】**

第14次福井労働局労働災害防止推進計画（2023年～2027年）に基づき、福井労働局及び各労働基準監督署を中心に、労働災害防止対策、健康確保対策を推進している。

- ① 「福井労働局14次防のポイント」を作成し、局署において、あらゆる説明、会議等の機会を通じて配付、周知

② 14次防アウトプット指標（主要指標）に対する県内の現状把握

（R5年9月 福井労働局 第14次防アンケート結果等）

- ア 転倒災害対策（ハード面・ソフト面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。〔→ 取り組んでいる 54.7%〕
- イ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。〔→ 実施している 67.3%〕
- ウ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。〔→ 導入している 66.7%〕
- エ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。〔→ 実施している 78.3%〕
- オ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。〔→ 実施している 79.4%〕
- カ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。〔→ 取り組んでいる 91.4%〕
- キ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。〔→ 講じている 94.5%〕
- ク 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。〔→ 講じている 86.4%〕
- ケ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。〔→ 実施している 100.0%〕
- コ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。〔→ 取り組んでいる 62.6%（本アンケートとは別に労働局が把握した数字）〕
- サ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。〔→ 実施している 35.2%〕
- シ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。〔→ 実施している 80.9%〕
- ス （労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。〔→ 行っている 91.7%〕
- セ 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。〔→ 実施している 84.8%〕
- ソ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。〔→ 把握・活用している 55.5%〕

③ 事業者の自主的な安全衛生活動の促進に向けた「年間安全衛生管理活動計画」の作成指導及び「労働災害の動向」の作成・配付

- ④ 全国安全週間中における安全衛生表彰式、労働局長パトロールの実施等による安全意識の啓発
- ⑤ 「福井県小売業SAFE協議会」（6月開催）及び「福井県介護施設SAFE協議会」（7月開催）の運営を通じて対象事業者における災害防止を図るためのリーフレットを作成（9月）し、協議会構成員及び局署を通じて関係事業者へ配付、周知



- ⑥ 建設業における死亡災害の多発傾向を踏まえた臨検監督等の強化（7月～9月）
- ⑦ 14次防期間中において、10人以上の事業場でのメンタルヘルス対策の取組定着に向けた個別指導の実施（現状は上記イ（コ）のとおり。）
- ⑧ 局署において、関係団体等と連携する等により、新たな化学物質に係る労働安全衛生関係法令、改正石綿障害予防規則について説明会を実施
- ⑩ 上記のほか、各種安全衛生対策に係るガイドライン、マニュアル等に係るパンフレットを、適宜配付し周知
- ⑪ 労働災害の発生状況に応じた緊急対策の実施

9月末において、下記（ア）のとおり、昨年同期に比べて死傷者数は減少しているものの、死亡者数が昨年同期を上回り、3年連続の増加傾向を示したことを踏まえ、下記（イ）の緊急対策を実施

ア 福井県内の労働災害発生状況（令和5年9月末）（コロナ関連含まず。以下同じ。）。

労働災害による死傷者数（休業4日以上。（以下同じ。））：612人（前年同月比－7人、－1.1%）

労働災害による死亡者数：10人（ ” ＋2人、＋25.0%）

業種別の発生状況

製造業	156人（前年同月比＋5人、＋3.3%）
建設業	72人（ ” －17人、－19.1%）
道路貨物運送業	65人（ ” －10人、－13.3%）
第三次産業	298人（ ” ＋22人、＋8.0%）

◇ 型別の発生状況

転倒	215人（前年同月比＋8人、＋3.9%）
墜落・転落	96人（ ” －19人、－19.8%）
はさまれ・巻き込まれ	71人（ ” ＋12人、＋20.3%）
動作の反動・無理な動作	57人（ ” ＋20人、＋54.1%）

イ 死亡災害多発に伴う緊急対策【資料21参照】

（ア）ポスター「これ以上 仕事で 死なせない！」（QRコード記載）の作成、配付

（イ）ポスターのQRコードのリンク先の作成

- ・ 「R5年 福井県内で死亡災害が多発しています！」（県内の死亡災害の現状）
- ・ 「仕事で労働者を失わないようにするための3つのアプローチ」

（ウ）上記のポスター等を福井労働局ホームページに掲載

（エ）上記①のポスターを局署において年末までのあらゆる機会を通じて配付

（オ）「緊急 福井県労働災害防止団体連絡協議会」の参集を呼びかけ、同協議会において、関係事業場の職場に上記ポスターが掲示されるよう取組を要請、報道機関に公開

（協議会構成員）公益社団法人福井県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 福井県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福井県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 福井県支部

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 福井県支部

一般社団法人日本ボイラ協会 福井支部

独立行政法人労働者健康安全機構 福井産業保健総合支援センター

（カ）上記⑤の協議会以外の福井県経営者協会、連合福井等にも関係事業者等への周知を内容とする要請文書を送付

（3）原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

- ① 原子力施設への臨検監督等の実施による関係請負人を含めた被ばく管理の徹底のほか、労働

災害の防止、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ② 各原子力施設の所長等で構成する（公社）福井県労働基準協会嶺南支部原子力部会（5月開催）に労働局長等の関係職員が出席し、14次防の周知のほか、県内の労働災害発生状況を踏まえた取組の実施について要請するとともに、各施設の取組状況を把握

（4） 治療と仕事の両立支援

① 治療と仕事の両立支援に関する取組の推進

ア 福井県地域両立支援チームの運営を通じた周知・啓発

（ア） 会議開催 10月

（イ） チームメンバー

連合福井、福井県経営者協会、福井県医師会、がん拠点病院等、福井県医療ソーシャルワーカー協会、日本産業カウンセラー協会、日本キャリア開発協会、福井県社会保険労務士会、福井産業保健総合支援センター、ふくい働き方改革推進支援センター、福井県、福井労働局

（ウ） 取組内容

「福井県 がん等の治療と仕事の両立支援セミナー」（令和6年1月26日（金））の開催等

イ その他の取組

（ア） あらゆる機会を通じた周知

医師会産業医研修（3回）、産業保健支援センター産業医研修（2回）、福井大学医学部講習会等あらゆる機会を通じて周知

（イ） 取組事例の収集

7月に（株）北陸電力福井支店の取組事例を聴取し、労働局ホームページに掲載（8月）

（上記以外の掲載状況）

日信化学工業（株）

（福） 恩賜財団済生会支部福井県済生会病院

（福） 大野和光園

② 治療の状況に応じた就労支援

がん診療連携拠点病院との連携による長期療養者の状況に応じたハローワークの就労支援実施状況

- ◇ 支援対象者 61人（前年同期55人）
- ◇ 就職者 48人（前年同期45人）
- ◇ 就職率 78.7%（前年同期81.8%）

（5） 迅速かつ適正な労災保険の給付

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求については、令和5年度は、9月末までに、107件の請求があり、96件の支給決定を行っている。

複雑困難事案（脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患）については、令和5年度は、9月末までに14件の請求があり、これは前年同月とほぼ同水準となっており、迅速かつ公正な事務処理に取り組んでいる。

また、アスベスト（石綿）による疾病を発症された方々が、隙間なく石綿関連疾患への補償・救済制度をご利用いただけるよう、当局HPに石綿補償（救済）制度に係る専用ページを引き続き掲載し、各制度をわかりやすくまとめたリーフレットを公表している。**【資料22参照】**

（6） 総合的なハラスメント対策の推進

① 総合的なハラスメント対策の推進 **【資料23参照】**

- ◇ 労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置ほか、男女雇用機会均等法及び育

児・介護休業法に基づくハラスメント防止措置、さらに、就職活動中の学生等に対するハラスメント防止について、報告請求等の際に企業へ取組を求めている。

- ・ 労働施策総合推進法等の関連法に基づく報告請求等を実施  
労働施策総合推進法に基づく報告請求 24 件（前年同期 13 件）
- ・ 「職場のハラスメント撲滅月間」（12 月）において周知予定

② 労働関係紛争の早期解決の促進

- ◇ 令和 4 年度福井労働局個別労働紛争解決制度等の施行状況を公表（7/28）
- ◇ 総合労働相談件数 4,134 件（前年同期 5,024 件）17.7%減  
いじめ・嫌がらせ 106 件（前年同期 268 件）60.4%減  
あっせん件数 5 件（前年同期 14 件）  
紛争解決援助 4 件（前年同期 3 件）、調停 2 件（前年同期 3 件）
- ◇ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 9 月 27 日開催

#### 4 労働保険の未手続事業の解消と収納率の向上

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- ◇ 未手続事業把握件数                   年間目標値 680 件  
  9 月末実績 380 件（達成率 55.9%）
- ◇ 保険関係新規成立件数           年間目標値 400 件  
（未手続事業把握件数の内） 9 月末実績 171 件（達成率 42.8%）

(2) 収納未済歳入額の縮減状況

- ◇ 滞納実施計画重点事業場 50 件  
  9 月末実績 26 件（達成率 52.0%）  
  （内訳）自主納付 10 件（うち完納 0 件）  
  年更個別収集時の臨戸 4 件  
  他、債務承認書受理 12 件
- ◇ 保険料徴収決定額及び収納額（本省機械処理状況）  
  徴収決定額           9 月末実績 20,721,538 千円  
  収納額                   9 月末実績 9,449,685 千円  
  収納率                   45.6 %